

掛川市告示第 98 号

掛川市二瀬川地区（二瀬川工区）の一部について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規定準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条 4 項の規定に基づき筆界案を作成したので、下記のとおり公告する。

令和 3 年 8 月 17 日

掛川市長 久保田 崇

記

- 1 土地の所在・地番
掛川市二瀬川 1171 番 1 （畑）
掛川市二瀬川 1172 番 2 （公衆用道路）
掛川市二瀬川 1173 番 4 （公衆用道路）
- 2 筆界を確認することができる場所
掛川市総務部管財課地籍調査係
- 3 筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
掛川市（管財課地籍調査係）
- 5 公告期間
令和 3 年 8 月 20 日（金）から
令和 3 年 9 月 9 日（木）まで 20 日間
筆界案の確認は期間中午前 9 時から午後 4 時まで行うこととする。
公告の日から 20 日間意見を申し出ることができる。
公告の日から 20 日間を経過しても申出がないときは、準則第 30 条 4 項の規定に基づき調査を行う。